

令和8年度 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行（令和7年度）	改定（令和8年度）	コメント
第2部 船舶および機械製造 修理請負工事積算基準 目次 目次-1	第1章 総則 1節 総則 1. 目的 1- 1 2. 適用の範囲 1- 1 2節 積算の通則 1. 積算の通則 1- 2 2. 請負工事費の構成 1- 2 3. 請負工事費の費目 3-1 製作原価 1- 3 3-2 据付工事原価 1- 4 3-3 設計技術 1- 6 3-4 一般管理費等 1- 7 3-5 消費税等相当額 1- 8 4. 合併積算 1- 8 5. <u>契約変更の積算</u> 5-1 工事量減量の場合 1- 8 5-2 工事量増量および追加の場合 1- 8	第1章 総則 1節 総則 1. 目的 1- 1 2. 適用の範囲 1- 1 2節 積算の通則 1. 積算の通則 1- 2 2. 請負工事費の構成 1- 2 3. 請負工事費の費目 3-1 製作原価 1- 3 3-2 据付工事原価 1- 4 3-3 設計技術 1- 6 3-4 一般管理費等 1- 7 3-5 消費税等相当額 1- 8 4. 合併積算 1- 8 5. <u>設計変更</u> 5-1 工事量減量の場合 1- 8 5-2 工事量増量および追加の場合 1- 8 5-3 <u>設計変更の計算例</u> 1- 8	文言の修正 追加
第1章 総則 1節 総則 P1-1	<p>1. 目的 この積算基準は、港湾工事に用いられる船舶および機械の製作・修理・据付・改造工事の工事費の予定価格の基礎となる積算価格を算定するためのものである。</p> <p>2. 適用の範囲 この積算基準は、国土交通省直轄の港湾工事に用いられる船舶（鋼船、軽合金船、FRP船、鋼製浮桟橋等）および機械（斜路式、ドック式ケーソンヤードの各設備、鋼製測量槽等）の製作工事、修理工事、改造工事据付工事に適用する。</p> <p>ただし、機械の製作工事(改造工事を含む) および据付工事については参考資料である。 <u>なお、本積算基準に記載する港湾工事に用いられる船舶および機械の種類と定義は主として以下の通りである。</u></p> <p>ドラグサクシヨン浚渫兼油回収船：航路・泊地の浚渫に用いられる船体内に泥倉を有する自航式のポンプ浚渫船。油回収装置も備えている。本積算基準では、ドラグ船と略記する。</p> <p>海洋環境整備船：海洋環境整備事業に用いられるゴミ回収装置を備える（船により油回収装置も備える）船舶。本積算基準では、環境整備船と略記する。</p> <p>港湾業務艇：港湾整備事業等に伴う工事監督・検査、測量・調査等を実施するほか、港内等の保全にかかる巡視業務や災害発生時の対応などに用いられる船舶。</p> <p>ケーソンヤード進水装置：ケーソンを進水するための進水台車およびウインチ等周辺機械。</p> <p>ケーソンヤードドックゲート：ケーソン製作ドックと海を隔てる浮上式の鋼鉄製扉。</p> <p>ケーソンヤードクレーン：定格荷重が4.5トンから10トンで固定式または走行式のジブ型および橋型クレーン。</p>	<p>1. 目的 この積算基準は、港湾工事に用いられる船舶および機械の製作・修理・据付・改造工事の工事費の予定価格の基礎となる積算価格を算定するためのものである。</p> <p>2. 適用の範囲 この積算基準は、国土交通省直轄の港湾工事に用いられる船舶（鋼船、軽合金船、FRP船、鋼製浮桟橋等）および機械（斜路式、ドック式ケーソンヤードの各設備、鋼製測量槽等）の製作工事、修理工事、改造工事据付工事に適用する。</p> <p><u>ただし、本基準はあくまで標準的な施工を前提として設定しているものであり、本基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</u> <u>なお、機械の製作工事(改造工事を含む) および据付工事については参考資料である。</u> <u>また、本積算基準に記載する港湾工事に用いられる船舶および機械の種類と定義は主として以下の通りである。</u></p> <p>ドラグサクシヨン浚渫兼油回収船：航路・泊地の浚渫に用いられる船体内に泥倉を有する自航式のポンプ浚渫船。油回収装置も備えている。本積算基準では、ドラグ船と略記する。</p> <p>海洋環境整備船：海洋環境整備事業に用いられるゴミ回収装置を備える（船により油回収装置も備える）船舶。本積算基準では、環境整備船と略記する。</p> <p>港湾業務艇：港湾整備事業等に伴う工事監督・検査、測量・調査等を実施するほか、港内等の保全にかかる巡視業務や災害発生時の対応などに用いられる船舶。</p> <p>ケーソンヤード進水装置：ケーソンを進水するための進水台車およびウインチ等周辺機械。</p> <p>ケーソンヤードドックゲート：ケーソン製作ドックと海を隔てる浮上式の鋼鉄製扉。</p> <p>ケーソンヤードクレーン：定格荷重が4.5トンから10トンで固定式または走行式のジブ型および橋型クレーン。</p>	適用の範囲の追加

令和8年度 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準 新旧対比表

掲載頁	現行（令和7年度）	改定（令和8年度）	コメント
2節 積算の通則 P1-2	<p>1. 積算の通則 積算は、工事条件を的確に把握し、設計図書、契約書（案）および積算基準に基づき行うものとする。 <u>なお、この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする。</u> また、積算に使用する作業時間は、原則として昼間（1日当たり8時間）とする。</p>	<p>1. 積算の通則 積算は、工事条件を的確に把握し、設計図書、契約書（案）および積算基準に基づき行うものとする。</p> <p>また、積算に使用する作業時間は、原則として昼間（1日当たり8時間）とする。 <u>本基準はあくまで標準的な施工を前提として設定しているものであり、本基準によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</u> <u>なお、この基準により難い場合は、別途類似工事等を参考とするほか、見積り等も活用し、適切な積算を行うものとする。</u></p>	積算の通則の修正
第1章 総則 2節 積算の通則 P1-8	<p>3-5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税および地方消費税相当分の費用である。</p> <p>4. 合併積算 港湾土木請負工事等との合併積算は、各々定められた積算基準に基づき別途に積算し、合算する。</p> <p>5. 契約変更の積算</p> <p>5-1 工事量減量の場合 工事量減量の場合は、その減量分に対する原積算時の材料費、労務費、直接経費等の単価による価格を減額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。</p> <p>5-2 工事量増量および追加の場合 工事量増量および追加の場合は、その増量部分および追加分に対する変更時の材料費、労務費、直接経費等の単価による価格を増額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。</p>	<p>3-5 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税および地方消費税相当分の費用である。</p> <p>4. 合併積算 港湾土木請負工事等との合併積算は、各々定められた積算基準に基づき別途に積算し、合算する。</p> <p>5. 設計変更</p> <p>5-1 工事量減量の場合 工事量減量の場合は、その減量分に対する原積算時の材料費、労務費、直接経費等の単価による価格を減額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。</p> <p>5-2 工事量増量および追加の場合 工事量増量および追加の場合は、その増量部分および追加分に対する変更時の材料費、労務費、直接経費等の単価による価格を増額算出し、変更契約の対象となる全工事量について積算する。</p> <p>5-3 設計変更の計算例 <u>「第1部 港湾土木請負工事積算基準第2章 工事費の積算 4節 その他 2-3 設計変更の計算例（総価契約単価合意方式以外）」によるものとする。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>設計変更の計算例の追加</p>